

葛飾区SDGs宣言事業実施要綱

令和4年6月30日
4 葛産産第98号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区SDGs宣言事業（以下「事業」という。）を実施し、本区におけるSDGs達成に向けた事業者等の取組を発掘し、及び周知することで、更なる取組の推進及び裾野の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 区内に所在する本店、支店、営業所、商店等の法人、個人事業主及びこれらで構成する団体をいう。
- (2) SDGs 国際連合総会で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標をいう。
- (3) SDGs宣言 事業者等のSDGsの推進に関する取組の宣言をいう。

(事業の内容)

第3条 事業は、区がSDGsの実現に貢献する事業者等の取組を募集し、区のホームページ等において取りまとめ、公表することにより、区内のSDGsの取組状況を国内外に向けて情報発信し、区と事業者等の連携強化を図り、区内のSDGs活動を促進するものとする。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者等とする。

- (1) SDGsの推進に関し現に実施し、又は実施する予定である取組があること。
- (2) SDGsの推進に関する取組の内容が、他者の取組に対する批判その他この事業の趣旨に照らして不相当でないこと。
- (3) 暴力団（葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団関係者（同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。

(SDGs宣言)

第5条 第3条の規定により区のホームページ等でSDGs宣言の公表を希望する事業の対象者（以下「希望者」という。）は、葛飾区SDGs宣言書（第1号様式）を区長に提出するものとする。

2 区長は、希望者から提出された葛飾区SDG s 宣言書の内容を審査し、適当と認めるときは、葛飾区SDG s 宣言書を区のホームページに掲載するとともに、希望者に葛飾区SDG s 宣言証（別紙）を交付するものとする。ただし、希望者から提出された葛飾区SDG s 宣言書の内容がSDG s 達成のため適当でないと認められるときは、この限りでない。

（取組の報告）

第6条 前条第2項の規定により葛飾区SDG s 宣言証の交付を受けたもの（以下「SDG s 宣言者」という。）は毎年1月から2月に、SDG s 宣言書に記載した取組の達成状況について、葛飾区SDG s 宣言達成状況報告書（第2号様式）により、区長に報告しなければならない。ただし、初回の葛飾区SDG s 宣言書の提出から3月に満たない場合は、この限りでない。

2 SDG s 宣言者は、葛飾区SDG s 宣言書の取組内容に変更が生じた場合には、その都度、区長に報告しなければならない。

（辞退）

第7条 SDG s 宣言者は、葛飾区SDG s 宣言書を取り下げようとするときは、葛飾区SDG s 宣言取下げ届（第3号様式）を区長に提出するものとする。

（公表の中止）

第8条 区長は、SDG s 宣言者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、区のホームページへの掲載を取りやめるものとする。

- （1） 第4条各号に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。
- （2） 第6条第1項の規定による報告を連続する2年にわたり怠ったとき。
- （3） 前条の規定により葛飾区SDG s 宣言取下げ届（第3号様式）が提出されたとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、区長が特にSDG s 宣言者として不適当であると認めたとき。

（雑則）

第9条 この要綱に規定するもののほか、事業の実施について必要な事項は、産業観光部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。